

職 務 内 容 書

1 法人名

公益財団法人長野県体育協会（以下「県体育協会」という。）

2 法人の概要

(1) 設 立

昭和21年9月

（財団法人認可 昭和46年1月9日）

（公益財団法人移行 平成24年4月1日）

(2) 基本財産

526,669,797円

(3) 法人の目的

スポーツに関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツの振興に寄与することを目的とする

(4) 事業内容

- ① 県民の体力向上及び競技者の競技力向上を図ること
- ② 国際的、全国的又は全県的な規模で行われるスポーツ事業に関し、協力及び援助
- ③ 国民体育大会の参加役員及び競技者の選定及び派遣すること
- ④ スポーツ少年団を育成すること
- ⑤ スポーツ指導者を養成すること
- ⑥ スポーツに関する情報を収集し相談に応じるとともに、広報・啓発活動を行う
- ⑦ スポーツ功績者を表彰すること
- ⑧ スポーツの啓蒙普及に関すること
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(5) 加盟団体等

89団体（55競技団体、3学校体育団体、31郡市体育協会）

(6) 役員等数

理事10名、監事3名、評議員29名、事務局職員9名

3 職務内容

(1) 事務局の統括

- (2) 理事会、評議員会、総務専門委員会、役員等候補選出委員会、加盟団体代表者会議等の運営業務
- (3) 資産運用の執行に関する業務
- (4) 賛助会員制度に関する業務
- (5) 所属職員の服務、非常勤職員の任免に関する業務
- (6) 事業の企画・立案、計画の策定に関する業務
- (7) 国民体育大会の選手団派遣に関する業務
- (8) 一定額未満の予算執行に関する業務
- (9) 関係団体等の主催する行事等への出席
- (10) 個人情報取扱管理・指導監督
- (11) 上記のほか、県体育協会定款及び評議員会並びに理事会の決議を遵守し、忠実に職務を遂行する。